

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)

目 次

- ◇告 示 鳥取県行政書士会則の変更の認可(市町村振興課)
大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること
がある旨の告示(経営流通課)
- 県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)
- 県営土地改良事業計画の変更()
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定()
- 国土調査の成果の認証()
- 公共測量の実施(管理課)
- 都市計画事業の認可(二件)(都市計画課)
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

告 示

鳥取県告示第六百二十四号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十六条の二の規定に基づき、鳥取県行政書

士会会則を次のとおり変更することを平成九年九月十六日認可したので、行政書士法施行規則(昭和二十六年総理府令第五号)第十六条第二項の規定により告示する。

平成九年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 変更事項

行政書士がその業務に関して受けることのできる報酬の基準となる額を引き上げること。

二 変更事項の施行の日

平成九年九月十六日

鳥取県告示第六百二十五号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成九年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称 株式会社ヒマラヤ	届出に係る建物の名称 ヒマラヤ米子店	届出に係る建物の所在地 米子市西福原九丁目二二八五―一ほか
--------------------	-----------------------	----------------------------------

鳥取県告示第六百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営基幹水利施設補修事業上北条地区農業用排水)に係る土地改良

事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年九月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び北条町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業南大山地区区画整理、農道整備及び農業用排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年九月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場及び溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百二十八号

岸本町が行う土地改良事業（経営基盤確立農業構造改善事業林ヶ原地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年九月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成九年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
大栄町	平成七年度及び平成八年度	大栄町（大字西園、大字東園及び大字由良宿の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡大栄町大字西園、大字東園及び大字由良宿の各一部	平成九年九月二十四日

鳥取県告示第六百三十号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、鹿野町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成九年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量（鹿野町下水道事業に必要な修正写真測量 縮尺二千五百分の一）
- 二 作業期間 平成九年八月二十六日から同年十月十五日まで
- 三 作業地域 気高郡鹿野町大字今市地内

鳥取県告示第六百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称 鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 鳥取都市計画道路事業 三・五・五号富安掛出線
- 三 事業施行期間 平成九年九月二十四日から平成十二年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 収用の部分 鳥取市元大工町、掛出町、包丁人町及び江崎町地内
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第六百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称 鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称

<p>鳥取都市計画道路事業 三・四・七号停車場卯垣線及び三・五・八号卯垣桜谷線 三 事業施行期間 平成九年九月二十四日から平成十五年三月三十一日まで 四 事業地 1 収用の部分 鳥取市卯垣二丁目及び卯垣四丁目地内 2 使用の部分 なし</p>	<p>選挙管理委員会告示</p>	<p>鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号 平成九年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。 平成九年九月二十四日 鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦</p> <p>一 日時 平成九年九月二十六日(金)午後二時 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室 三 議題 平成八年政治団体収支報告書等について</p>	<p>教育委員会告示 鳥取県教育委員会告示第十三号 定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。</p>
<p>平成九年九月二十四日 鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端</p> <p>一 日時 平成九年九月二十六日(金)午前十一時十分 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員会室 三 議題 1 鳥取県高等学校教育審議会委員の任命について 2 その他</p>	<p>公安委員会告示</p>	<p>鳥取県公安委員会告示第六十一号 次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。 平成九年九月二十四日 鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹</p>	

申請者	氏名又は名称	株式会社 ソフイア				
	住所	桐生市境野町七丁目201				
遊技機の種類	遊技機の区分	型式	製造業者名	検定号	有効期間	
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	CRラッキートラトX	株式会社 ソフイア	700209	平成9年9月24日から3年間	
はちこ遊技機	〃	ラッキートラトSVX	〃	700227	〃	
申請者	氏名又は名称	サミー株式会社				
	住所	東京都豊島区東池袋二丁目23-2				
遊技機の種類	遊技機の区分	型式	製造業者名	検定号	有効期間	
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	テキーラ	サミー株式会社	740176	平成9年9月24日から3年間	
回胴式遊技機	〃	マツリ	〃	740168	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	